調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

三重県 市区町村数 29

4.00					-	_								甲区町刊剱	29		
都	市	市			事	庁	諮	男女共	同参画に関する条例				共同参画に関する				
道	区	区				内油	問					(2021年	4月1日現在で有効	[なもの)			
府	町	_		所	務	絡	機		有 		無		有				無
県コード	村コード	町 村 名	担当課(室)名	属	所掌	内連絡会議の有無	関の有無	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西曆)	現在の状況	計画名称	džĒ	町期間	女性活 躍推進 法との 関係	計画 策定 の 方法	現在 の 状況
						19	19	17			1	27					
	201	津市	男女共同参画室	1	<u>/</u>	10		津市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年3月30日	<u>/</u>	第3次津市男女共同参画基本計画	2018年4月	~ 2023年3月		_	
24	201	洋巾		_	-	_	_	洋巾男女共问参画推進宋例	2007年3月30日	2007年3月30日	-		2018年4月	~ 2023年3月	'	-	
		四日市市	市民文化部 男女共同参 画課	1	1	1			2006年3月28日	2006年4月1日		男女共同参画プランよっかいち2021~ 2025	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
_			市民交流課	1	2	1			2007年3月31日	2007年4月1日		第3次伊勢市男女共同参画基本計画	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
24	204	松阪市	人権·多様性社会課	1	1	1	1	松阪市の男女共同参画をすすめる条例	2005年1月1日	2005年1月1日		松阪市男女共同参画プラン	2021年4月	~ 2026年3月	1	1	
24	205	桑名市	女性活躍·多文化共生推 進室	1	1	1	1	桑名市男女共同参画推進条例	2009年9月29日	2009年9月29日		2019-2024桑名市男女共同参画基本計画	2019年4月	~ 2025年3月	1	1	
24	207	鈴鹿市	男女共同参画課	1	1	1	1	鈴鹿市男女共同参画推進条例	2006年6月29日	2006年6月29日		第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画	2016年4月1日	~ 2024年3月31日	1	1	
24	208	名張市	人権・男女共同参画推進 室	1	1	1	1	名張市男女共同参画推進条例	2005年10月3日	2006年4月1日		第2次名張市男女共同参画基本計画ベル フラワーⅡ	2017年4月	~ 2027年3月	1	1	
24	209	尾鷲市	政策調整課	1	2	1	1	尾鷲市男女共同参画推進条例	2007年4月1日	2007年4月1日		第二次尾鷲市男女共同参画推進基本計画	2012年4月	~ 2022年3月	0	1	
24	210	亀山市	文化共生グループ	1	2	1	1	亀山市男女が生き生き輝く条例	2008年6月27日	2008年7月1日		第3次亀山市男女共同参画基本計画	2017年4月	~ 2022年3月	1	1	
24	211	鳥羽市	市民課	1	2	1	1	鳥羽市男女共同参画推進条例	2012年3月30日	2012年3月30日		鳥羽市第3期男女共同参画基本計画(通 称:ほほえみプラン)	2020年4月	~ 2025年3月	1	1	
24	212	熊野市	市長公室	1	2	1	1	熊野市男女共同参画推進条例	2017年6月23日	2017年6月23日		熊野市男女共同参画基本計画(第3次基本計画)	2017年4月1日	~ 2022年3月31日	1	1	
24	214	いなべ市	人権福祉課	1	2	1	1	いなべ市男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年4月1日		いなべ市男女共同参画第3次推進計画	2018年4月	~ 2023年3月	1	0	
24	215	志摩市	市民生活部 人権市民協 働課	1	2	1	1	志摩市男女共同参画推進条例	2012年12月26日	2013年4月1日		第3次志摩市男女共同参画推進プラン	2017年4月1日	~ 2022年3月31日	1	1	
24	216	伊賀市	人権政策課男女共同参画 係	1	1	1	1	伊賀市男女共同参画推進条例	2004年11月1日	2004年11月1日		第4次伊賀市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~ 2025年3月31日	1	1	
24	303	木曽岬町	総務政策課	1	2	0	0				0	木曽岬町男女共同参画基本計画	2014年3月	~	0	1	
24			町民課	1	_	0	0	東員町男女共同参画推進条例	2019年3月22日	2019年4月1日		第3次東員町男女共同参画プラン	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	0	1	
24			企画情報課	1	2	1	1					第4次菰野町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	~ 2027年3月31日	1	1	
-		朝日町	企画情報課	1	2	0	0				_	かがやくあさひ男女共同参画基本計画	2012年4月1日	~ 2022年3月31日		1	
24	344		企画情報課	1	_	0	0	4 E TO 1 1 E 4 T 1 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			0	川越町男女共同参画推進計画	2008年3月	~	0	1	
-		多気町	健康福祉課	1	_	1	1	多気町男女共同参画推進条例	2007年6月26日	2007年6月26日	+_	Mr. No. 1911 (1915) 1911 1911 1911 1911 1911 1911 1911	2010年:5:5				1
-			生活環境課	1	2	1	1				_	第2次明和町男女共同参画基本計画	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
24		大台町 玉城町	企画課	1	2	0	0				_	第3次大台町男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~ 2031年3月31日	1	1	
24	461 470	<u> </u>	総務政策課 総務課	1	2	0	0				_	第2次玉城町男女共同参画計画	2017年4月	~ 2022年3月	1	1	\vdash
-		皮会町 大紀町	総務企画課	1	2	0	0				_	第2次 度会町男女共同参画基本計画 大紀町男女共同参画計画	2021年4月 2015年4月	2025年3月2022年3月	0	1	\vdash
24			環境生活課	1	2	0	_	南伊勢町男女共同参画推進条例	2013年3月22日	2013年4月1日	12	人	2018年4月1日	~ 2022年3月 ~ 2023年3月31日	1	0	┼ -
		紀北町	総務課	1	2	1	0	HIアガリカメ六回参画推進末例	2013年3月22日	2013年4月1日	0	第二次用伊努可男女共同参画基本計画 第2次紀北町男女共同参画基本計画	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	+
-			総務課	1	2	+	1				0	カ2久心心型カメス川が四条平計回	2010+47	2020十3月	-		1
			企画調整課	+	2	0	1					第3次紀宝町男女共同参画プラン	2021年4月1日	~ 2025年3月31日	1	1	+ -
24	JUZ	心上上門	正凹则定体			٥	_				U	カ∪へ札玉町カメ共門室四ノノノ	2021年4月1日	- 2020年3月31日		_	

<選択肢回答>

所属 1 首長部局

2 教育委員会

事務所掌

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有

2 1ではない

諮問機関 0 無

庁内連絡会議 1 有

0 無

0 検討していない

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係 1 一体

0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都		市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20)21年4月1日現在 [:]	で開設済の施設)							\Box
道	区	区								施	設	管	理∙運	営主体	<u></u>
府	町					Ā	f在地等			形	態	施設管	9理	事業	
県 コー	п 	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	指定管理者	その他	直営	指定管理者
۲	ド	名										者			<u>当</u>
\angle			4							1	3	2 1	1	3 (0 1
24	201	津市													
			四日市市男女共同参画センター	はもりあ四日市	510-0093	三重県四日市市本町9番8号 本町プラザ3階	059-354-8331	059-354-8339	https://www.city.yokkaic hi.mie.jp/danjo/index.php		0	0		0	
		伊勢市												\dashv	
		松阪市												_	
24	205	桑名市											-		_
24	207	鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画センター	ジェフリーすずか	513-0801	三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号	059-381-3113	059-381-3119	http://www.city.suzuka.l g.jp/danjo/	0		0		0	
			名張市男女共同参画センター		518-0775	三重県名張市希央台5番町19番地	0595-63-5336	0595-63-5326	https://www.emachi- nabari.jp/j- kouryu/?page_id=15		0		0		0
		尾鷲市													
		亀山市													
		鳥羽市													
		熊野市												\bot	
		いなべ市												_	_
		志摩市 伊賀市	伊賀市男女共同参画センター		518-0873	三重県伊賀市上野丸之内500番地	0595-22-9632	0595-22-9666	https://www.city.iga.lg.jp /category/7-6-4-0- 0.html		0	0		0	
		木曽岬町													
		東員町													
		菰野町													
		朝日町													
		川越町													
		多気町												_	_
		明和町												\dashv	
		大台町											-	_	_
		玉城町 度会町									\vdash			+	+
		皮芸町 大紀町									\vdash		+	+	+
		へれ回 南伊勢町									H		1	+	+
		紀北町											+	-	+
		御浜町									\vdash		1 1	+	+
		紀宝町									\vdash		1 1	+	+
27	002	うりした。こ						l .							

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

郡 市 市 市	職員		予算額 (千円)	広報啓発		相	情	苦		主		な	で開設済の施設) 事業
府 町 区 県 村 町 名 称 設立年月日 コ コ 村 ド ド 名		非常	予算額 (千円)	広報啓	講	相談	. 情	苦	交				→ 未
県村 町 ココカ 村 ドド名	常勤	非常勤	予算額 (千円)	広報啓	講	相談	. 情	苦	交	企	国	= ⊞	
ココ 村 ド 名 4	常勤	常勤	(千円)	報啓	講	訟	+17	1				調	
下下名	***	勤		I 5.	144	事	提収	情 机	交流促進	企業・NPO	国際交流	查研	その他
4	+			発	<i>,</i>	業	・提供集	理	進	携 P O	流	究	
				4	3	4	4	1	3	3	0	2	
24 201 津市	ĺ												
24 202 四日市市 四日市市男女共同参画センター 1996年8月1日	9	1	22,409	0	0	0	0		0	0		0	はもりあフェスタなど
24 203 伊勢市													
24 204 松阪市													
24 205 桑名市													
24 207 鈴鹿市 鈴鹿市男女共同参画センター 2002年8月2日	4	2	31,881		0		0	0	0	0		0	
24 208 名張市 名張市男女共同参画センター 2009年6月13日	1	0	1,150	0		0	0						
24 209 尾鷲市													
24 210 亀山市													
24 211 鳥羽市													
24 212 熊野市													
24 214 いなべ市													
24 215 志摩市													
24 216 伊賀市 伊賀市男女共同参画センター 2012年4月16日	2	0	3,271	0	0	0	0		0	0			
24 303 木曽岬町													
24 324 東員町													
24 341 菰野町													
24 343 朝日町													
24 344 川越町													
24 441 多気町						j							
24 442 明和町													
24 443 大台町						j							
24 461 玉城町						j							
24 470 度会町													
24 471 大紀町													
24 472 南伊勢町													
24 543 紀北町													
24 561 御浜町													
24 562 紀宝町						j							

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、目	1 治	会 長	: 等	の状	況				
渞	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
		区	_		_		,	女		女	女		,	女		女	女	-/-	女	女
府	町		言		言	区	女 性	性	市	性	性	村	女 性	性	町	女 性	性	治	性	女 性 比
県	村	田丁	年	宣言名称	o o		市	比	区	副	比		町	比	村	副	比	会	自	比
⊐	⊐	++				長	区	率		市区	率	長	村	率		町 村	率		性自治会長	率
1	1	村	月		形		長	(%)	長	長	(%)		長数	(%)	長	長	(%)	長	長	(%)
۱ř	ř.	名	В		態	数	数		数	数		数	釵		数	数		数	数	
\vdash					765 P				90			933			30.			30.	=	=
\angle				7		14	1	7.1	19	1	5.3	15	0	0.0	14	1	7.1	5,067	268	5.3
				津市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1026	79	
				四日市市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							745		
				伊勢市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							174		5.2
			2005年12月22日	松阪市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0								445		
		桑名市				1	0	0.0	1	0	0.0							679		
				男女共同参画都市宣言	2	1	1	100.0	2		0.0							401	15	
			2004年6月22日	名張市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							183		3.8
		尾鷲市				1	0	0.0	1	0	0.0							79		3.8
		亀山市				1	0	0.0	1	0								247		
		鳥羽市				1	0	0.0	1	0								46	2	4.3
		熊野市				1	0	0.0	1	0	0.0							111	1	0.9
		いなべ市				1	0	0.0	1	0	0.0							118		0.0
		志摩市 伊賀市	2005年9月26日	伊賀市男女共同参画都市宣言		1	0	0.0	1	0	0.0							49		2.0
		伊良巾 木曽岬町	2005年9月26日	伊貝印男女共向麥巴都中旦昌	2	- 1	U	0.0	<u>'</u>	U	0.0	- 1	0	0.0	-	0	0.0	237 36		3.4 2.8
		東員町										- 1	0	0.0	1	0		23		0.0
		^{茶貝町} 菰野町										1	0	0.0	0	0		39		0.0
		朝日町							l			1	0	0.0	1	0		9		0.0
		川越町										1	0	0.0	1	0		10		0.0
		多気町										1	0	0.0	1	0		49		0.0
		明和町							1			1	0	0.0	1	1	100.0	95		2.1
		大台町							1			1	0	0.0	1	0	0.0	47		0.0
24		玉城町										1	0	0.0	1	0	0.0	69		7.2
24	470	度会町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	2	5.4
24	471	大紀町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
24	472	南伊勢町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
24	543	紀北町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
24	561	御浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
24	562	紀宝町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態 1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他

都市道区府町	市区	目標語	役定の対象で	ある審議	会等の	目標及	び現状	値		目標設定の対象である審議会等の範囲		自治法(§ 議会等					自治法(第180 員会等におり			(再掲) 市町村I (委員の		Ř	(再掲) 市町村[(会長を	防災会議 含む)				- EE	査時点コード		
県 コード	村名	目 標 値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性委員	7 E	女性比率%)		審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数総委員数	性委	数比率	総委員数	うち 女性 委員	女性比率(%)	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	目定象審等標現標のあ会目び値 を を は を は り を し の と で 議 の 及 び し の し の し る り る り る し る し る し る し る し る し る し る	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく等に 会等を ける登用 状況	その他	地方自治 法(第180 条の5(第180 会づく等で登 ける表別 状況	その他
				1,063	910	13,593	3,94	15 2	9.0		722	650	9,881	2,749	27.8	162	112 1,0	21	175 17.1	686	82	12.0	863	87	10.1						
1/2	小計						1	+	⇥		714	642	9,509	2,641	27.8	162	112 1,0	21	175 17.1				$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$						
		<u> </u>					<u> </u>			地方自治法に規定する附属機関及び要綱等に基づき設置された類										<u> </u>						_					
24 201	津市	30.0	2023年3月	55	49	858	3 21	8 2	5.4	似の機関を目標設定の対象としている。	39	35	676	163	24.1	6	6	45	8 17.8	43	7	16.3	44	7	15.9	1		1		1	
24 202	四日市市	40%~60%	2026年3月	95	93	1,459	9 50	05 3	4.6 ((1)委員会、委員(地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき設置されたもの) (2)附属機関(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置されたもの) (3)附属機関に準ずる機関(市の事務について審査、審議、調査等を行うため、市長その他 の執行機関に設置されたもの) (4)前各号に定めるもののほか、これに準ずる機能を有するもの	43	43	553	196	35.4	6	6	74	10 13.5	50	6	12.0	51	6	11.8	1		1		1	
\vdash								+	-	地方自治法第180条の5に基づく委員会、								+	-									1			
24 203	伊勢市	40.0	2023年3月	69	63	918	3 22	27 2		同202条の3に基づく附属機関	63	58	879	220	25.0	6	5	39	7 17.9	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1	
24 204	松阪市	35.0	2026年3月	95	91	1,393	3 44	14 3	1.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会等 地方自治法第180条の5に基づく委員会等 規則、要綱等により設置されている委員会等	33	33	725	228	31.4	6	6	35	7 20.0	40	5	12.5	41	5	12.2	1		1		1	
24 205	桑名市	37.0	2024年4月	75	66	916	6 29	98 3	į	地方自治法第180条の5に基づく委員会等、地方自治法第202条の3 に基づく審議会等、規則、要綱及び規程等で設置されている審議会 等	45	42	489	168	34.4	6	4	31	5 16.1	42	3	7.1	43	3	7.0	1		1		1	
24 207	鈴鹿市	70% 男女いずれ の性も40%を 下回らない状 況になってい る審議会等 の割合	2023年3月	52	51	665	5 28	34 4:	2.7	地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3に規定する附属機 関、地方自治法第180条の5第1項、第3項に規定する執行機関、地方 公営企業法第4条の規定に基立(本議会、熱能市意見聴助等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための 会議に関する規程とび鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための 会議に関する規程に基づく会議	34	34	494	215	43.5	6	5	37	11 29.7	54	22	40.7	55	23	41.8	1		1		1	
	名張市	37.0	2022年3月	75	57	855	5 23	32 2	7.1	法律、条例、規則等により設置されている審議会、委員会、協議会等				166		6	4	30	8 26.7	39	5	12.8	40	5	12.5	1		1		1	
24 210	星鷲市 亀山市	40.0	2022年3月	92	87	1,345	5 45	51 3	3.5	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会・審議会等 並びに市の条例・規則・要綱・規程等に基づき設置されているもの で、委員に市の職員以外の者が含まれていて、複数の委員等により 組織している委員会・協議会会	30	30	292 370		28.1	6	4	48	7 14.6	38 25	2	7.9 8.0	39 26	2	7.7	1		1		1	
24 211	鳥羽市	30.0	2025年3月	38	31	582	2 14	12 2	4.4	法令、条例、規則、要綱等で設置されている審議会、協議会、委員会 等	23	16	270	58	21.5	6	5	33	8 24.2				33	2	6.1	1		1		1	
24 212	熊野市	40.0	2028年3月	17	15	221	1 6	3 2	!8.5	地方自治法(第180条の5及び第202条の3)と市の条例・規則等により設置されている審議会等	17	15	221	63	28.5	5	4	27	8 29.6	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1	
24 214	いなべ市	30.0	2023年3月	21	17	213	3 4	15 2	1.1	地方自治法180条の5, 202条の3に基づく委員会・審議会	15	13	184	39	21.2	5	4	29	6 20.7	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1		1	
24 215	志摩市	40.0	2026年3月	44						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	44	41	583	187	32.1	6		32	7 21.9	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1	
	伊賀市	40.0	2021年3月	85	64				1	意思決定機関である審議会等 地方自治法(第203条の3)に基づく審議会、地方自治法(第180の5)	54	48	783	208	26.6	6		43	9 20.9	35	2	5.7	36	2	5.6	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日
24 303	木曽岬町	30.0	2023年3月	34	6	110	1	0	9.1	地方日泊法(第200米の3)に参う(番議会、地方日泊法(第1600の3)に基づく委員会	6	6	79	10	12.7	5	2	27	2 7.4	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	J
24 324	東員町	35.0	2023年3月	28	22	355	5 10			防災会議、環境審議会等	10	9	99	22	22.2	5	4	28	7 25.0	11	1	9.1	11	1	9.1	1		- 1		1	
24 341	菰野町	30.0	2027年3月	17	15	194				条例、規則等により設置されている委員会等	17	15	194	30	15.5	5		48	5 10.4	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1		1	
	朝日町	35.0	2022年3月	19			1			地方自治法(第202条の3)、(第180条の5)に該当する審議会等	13	9	123	28	22.8	6		22	4 18.2	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1	
	川越町	33.0	2030年	16	13	181	1 4	13 2	3.8 [‡]	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	16	13	181	43	23.8	5		20	3 15.0	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1		1	
24 441	多気町 明和町	30.0	2023年3月	18	17	232	2 4	11 1	77	自治法(第202条の3)に基づく審議会等	24 18	20 17	252 232	73 41	29.0 17.7	6		57 43	6 10.5 4 9.3	\vdash			29 42	1	3.4 2.4	1		1		1	
24 443	大台町	30.0	2023年3月	27	24	335				法令、条例、規則、要綱等に基づく審議会等	20	18	229	58	25.3	5		28	4 14.3	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1	
24 461		33.0	2022年3月	10	9	108	_	_		広域の審議会を除く審議会	10	9	108	34	31.5	5		40	2 5.0	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
	度会町	27.1	2025年3月	14	11	159				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	12	9	117	26	22.2	5	2	28	4 14.3	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1		1	
24 471	大紀町	15.0	2022年3月	4	3	29	9	7 2		法律により設置されている委員会等	4	3	29	7	24.1	5	2	27	2 7.4							1		1		1	
	南伊勢町	40.0	2023年3月	38	32	361	1 9	96 2	6.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、南伊勢町が設置する委員会等	18	16	192	49	25.5	5		29	5 17.2				26	0	0.0	1		1		1	
24 543	紀北町 御浜町	30.0	2026年3月	14	11	129	9 2	29 2	2.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	21 14	16 11	318 129	58 29	18.2 22.5	6		31 35	5 16.1 7 20.0	53	4	7.5	54 25	0	7.4	1		1		1	
24 562		30.0	2025年3月	11	10			_	_	町が設置する審議会	10	9	185	38	20.5	6	4	30	6 20.0	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都	市	市																												$\overline{}$
	-	112																							(再掲)			(再掲)		
道	区	_	目	標設定の対象	である	F議会等	の目標	及び現状	値	日標設	定の対	象であ 範囲	る番議:	会等の				の3)に基 登用状況			自治法(領				市町	村防災		市町	村防災会	
府	町	区										뿌니끄			曲		- あいる	豆用扒	i.	3	(貝太守)	- あいる	豆用伙。)L	(3	委員のみ	.)	(会	長を含む	(د
נית	щј																													
県	村	町			cdm	=+		うち	_					/	rates	=+				_	=+		うち			=+			うち	
1_1	_		目標	目	審議	うち	総	女等	女 性				/		審議	うち	総	うち 女等	女性比率	委員会等数	うち 女を	総	フラ 女等	女性	総	うち 女数	女性	総	フラ 女数	女 性
⊐		村	値	目 標 年	会	女を	総委員	性数	比						会	女を	総委員	性数	比	会	女を性含	総委員	性数	性比	総委員	女奴	性比	総委員	女奴	比
1	-1	13		度	会等	女性委員	数数	委員	率						会等	女性委員	数数	委	率	等	委む	数数	委員	率	数	性委員	率	数数	性委員	率
		_	(%)	/2	数	員数	200	員	(%)						数	員数	20	員	(%)	数	員数	200	員	(%)	200	員	(%)	20	員	(%)
۲	ド	名								<u>_</u>																				
	/										/		\setminus		8	8	372	108	29.0	0	0	0	0		\setminus		\backslash			
		津市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		四日市市									$\overline{}$	$\overline{}$			1	1	100	30	30.0	0	0	0	0						$\overline{}$	
		伊勢市	\setminus										\setminus	\setminus	0	0	0	0		0	0	0	0		\setminus	\setminus	\setminus	\setminus		
		松阪市											\setminus	\setminus	0	0	0	0		0	0	0	0		\setminus		\setminus	\setminus		
		桑名市									\angle	\angle		\setminus	2	2	70	21	30.0	0	0	0	0							
	\angle	鈴鹿市							\angle		_	\angle			1	1	80	18	22.5	0	0	0	0							
	\angle	名張市							\angle	\angle	_	\angle			0	0	0	0		0	0	0	0							
\square	\angle	尾鷲市					-		\angle	\angle		_	\angle	\angle	0	0	0	0		0	0	0	0				\angle			
\angle	\angle	亀山市			_		<		_	\leq	<u> </u>	_	\angle	_	0	0	0	0		0		0	0				\angle	\leq	$\overline{}$	
\angle	\angle	鳥羽市			_		<		_	\leq	<u> </u>	_	\leq	_	0	0	0	0		0	0	0	0		-		\angle	\leq	$\overline{}$	
\mathbf{Z}	\leq	熊野市			/		-	$\overline{}$	_	\leq	۷	_	\leq	_	0	0	0	0		0	-	0	0		\sim		\leq	\sim		
\mathbf{Z}	\leq	いなべ市			_		-	-	-		۷	_	_	_	0	0	0	0		0	0	0	0				\sim	\sim		
\mathbf{Z}	\prec	志摩市			/		_		-		_	_	\leq	_	1	1	56	16	28.6	0		0	0				\sim	\sim		
\mathbf{E}	\prec	伊賀市					-		-	\sim	_	_	\leq		0	0	0	0		0	0	0	0					\sim	$\overline{}$	\leftarrow
	\prec	木曽岬町					-		$\overline{}$		_	-	\sim	\sim	0	0	0	0		0		0	0							
\mathbf{H}	\leftarrow	東員町 菰野町					$\overline{}$		$\overline{}$		\leftarrow	-	\sim	\sim	0	0	0	0		0	0	0	0					$\overline{}$	$\overline{}$	\leftarrow
	\leftarrow	朝日町			-		-		$\overline{}$	$\overline{}$	-	-	\sim	\sim	0	0	0	0		0	U	0	0				$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	
	\leftarrow	川越町					$\overline{}$		$\overline{}$		-	$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
\mathcal{H}	\leftarrow	多気町					-		-	$\overline{}$	\leftarrow	$\overline{}$			0	0	0	0		0	Ū	0	0				$\overline{}$	$\overline{}$		\sim
	$\overline{}$	明和町					-		$\overline{}$		-	$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0	0							
1	$\overline{}$	大台町					$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0	0							
1	$\overline{}$	玉城町					$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0	0							
	$\overline{}$	度会町		_			$\overline{}$				-				2	2	42	13	31.0	0	-	0	0							
	\forall	大紀町		_							$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
	$\overline{}$	南伊勢町		_							$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
	\supset	紀北町		_							$\overline{}$				1	1	24	10	41.7	0	0	0	0							$\overline{}$
	\supset	御浜町		_					$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							\supset
	\supset	紀宝町					$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0	0							

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

24 211 鳥羽市

24 212 熊野市

24 215 志摩市

24 216 伊賀市

24 324 東員町

24 341 菰野町

24 343 朝日町

24 344 川越町

24 441 多気町

24 442 明和町

24 443 大台町

24 461 玉城町

24 470 度会町

24 471 大紀町

24 543 紀北町

24 561 御浜町

24 562 紀宝町

24 472 南伊勢町

24 214 いなべ市

24 303 木曽岬町

調査時点コード 1 2021年4月1日 2

26 1 3.8 21 1 4.8

27 3 11.1 17 2 11.8 67 15 22.4 56 10 17.9 74 12 16.2 52 10 19.2 206 68 33.0 142 40 28.2

12 1 8.3 11 0 0.0

35 2 5.7 25 2 8.0

20 2 10.0 19 1 5.3 19 2 10.5 13 1 7.7 21 5 23.8 13 0 0.0

25 6 24.0 21 5 23.8

17 5 29.4 9 1 11.1 17 0 0.0 16 0 0.0 25 7 28.0 16 1 6.3

22 2 9.1 22 2 9.1

16 1 6.3 14 1 7.1

20 4 20.0 16 1 6.3

1 6.7

19

1 4.2 24 1 4.2

15

6 31.6 15 2 13.3

その他

2 133

4 22.2

2 14.3

14

2 0 0.0 2 0 0.0

18

14

2 15.4

4 28.6

2 16.7

33

16.7

18.2 27

0.0

0.0

0.0

三重県

96 39 40.6 43 14 32.6 1

94 19 202 51 11 21.6 1 23 12 522 15 5 33.3 1 154 58 37.7 69 21 30.4 1 209 70 33.5 146 48 32.9 1

5

14

42

57 34 59.6 47 25 53.2 1

17 9 52.9 16 8 50.0 1 63 21 33.3 58 16 27.6 1

43 14 32.6 43 14 32.6 1

5 100.0 1

9 23.7 1

2 14.3 1 4 13.3 1

12 28.6 1

2 18.2 1

9 52.9 1

7 50.0 1

9 9 100.0

23 11 47.8

15

19 37

42

11

64 20 31.3 38

8 53.3

12 28.6

20 11 55.0 17 17 9 52.9 16

9 52.9

2 10.0 24 8 33.3 21 7 33.3 1 1 6.7 27 12 44.4 21 6 28.6 1

2 18.2 11

6 31.6 14 9 24.3 30

5

84

155

182

12

13

8

2 40.0

0.0

1 16.7

1 0.6

7 3.8 28

0.0

1 14.3

1 20.0

0.0

1 143

0.0

3 25.0

0.0

2 15.4

0.0

1 20.0

1 20.0

0.0

0 0.0 0

1 0 0.0 1

0 0.0 1 0 0.0 1 0 0.0 1 0 0.0 1

0 0.0 1

0 0.0 1 0 0.0 1 0 1

0 0.0 1

0 0.0 1 0 0.0 1 0 0.0 1

0 0.0 1

- 1

0.0

0

0.0

0.0

																																																				_
都	市	市											9	管理職の	の在職状	況															職務上	の地位別	刂職員右	職状況	₹				調				防災	•危機	管理部	部局へ	の配置	武状況	1	調		
連	区	区		Г		2+	般行政I	***		Г			一般行政	ri- 100		Г	-	2+	一般行政	- Dia				2+	一般行政	- T00		ſ			ち一般行	Ti- til					2+ 0	设行政職	金				+ E	+			≥+ ob: til	11 244 44.	= 1 :	金		
相	m)	BT.	告 音	うち	.	75	'HX1TUX	192	部う	5	#	部	-#X174	CX RISK	次	うち	#	75	-#X17#3	CHR.	課	うち	#	75	一叔(1丁以	C RISK	課長	うち	#	課	15一級17	以相談	係	うち	#	. –	75 - 8	121丁以4%	PF AS	z	Φ.	災	が 部 に	25	#		うち管理 うち	E49.3X	1	占工	Ø	
	7	-,	理職	管	性	理 う	5	女性	長	+	性	局長	うち	女性	長相	#	性比	次 長	うち	女性	長相	+	性	長	うち	女性	補佐	#	性比	長補	うち #	女性	長相	+	性	長	1	女性			0)	危	5職	女	性比		女	女性		- I	0)	
1	1	村	総数	女理 性職	上	戦 女総 性		比 率	相当	性数	率 (%)	相当	性数	比率	当	性数	率 (%)	相当	性物	比 率	当職	性	率 (%)	相当	性物	比率	相当	性数	率 (%)	佐相	性数	比率	当	性物	率 (04	相		性率	1			機管	数数	性数	率 (96)		性数	比率	i i	1		
۴	ĸ	名	~	数		数管	数	(%)	職	900	(70)	職	900	(%)		900	(70)	職	900	(%)		90	(70)	職	90	(%)	職	900	(70)	当職	900	(%)		数	(/ 0	前	ž ,	(%)	۲			埋	E		(70)		90.	(%	i)	۴		
	-	_			_					_		_			\vdash			_									_			_	_		+	_	_	_	_	_	_			_	_	_		_	_		_			=
	/ L		2,449	504	20.6	1,529	238	15.6	271	24	8.9	177	15	8.5	358	51	14.2	227	30	13.2	1,820	429	23.6	1,125	193	17.2	2,171	721	33.2	1,24	7 365	29.3	3,18	0 1,32	21 41	.5 1,5	515	513 33.9				1	1,293	61	4.7	19	94	4 2	2.1	ــا		_
24	201 🗯	津市	2,449 271	504 32	20.6 11.8	1,529	238 19	15.6 9.3	271 39	24	8.9 5.1	177 30	15	8.5 3.3	358 69	51 5	14.2 7.2	227 53	30 4	13.2 7.5	1,820		23.6 15.3	1,125 121	193 14	17.2 11.6	2,171 362	721 120	33.2 33.1	1,24		29.3					515 215	513 33.9 70 32.6	1			1	1,293	61	14.3	_	94	1 16	3.7	1		_
		津市四日市市		504 32 86			238 19 27	9.3 16.3	271 39 67	24 2 6		177 30 22	15 1 2	8.5 3.3 9.1		51 5 14		53 33	30 4 5		_	25		1,125 121 111	193 14 20			721 120 86		228		29.3 25.9 17.7	43	0 14	12 33	1.0			1 1				_	61 2 20	4.7 14.3 5.4	_	94 6 28		2.1 3.7 3.6	1 1		_
24 24	202 四	四日市市 伊勢市	271	32 86 24	11.8	204	238 19 27 14	9.3 16.3 15.7	271 39 67 25	24 2 6	5.1	177 30 22 13	15 1 2 1	8.5 3.3 9.1 7.7	69	51 5 14 2	7.2	53 33 15	30 4 5	7.5	163	25 66	15.3	1,125 121 111 61	193 14 20 12	11.6	362	721 120 86 48	33.1	228			43	0 14 7 38	12 33	1.0	215	70 32.6	1 1 1				14	2 20 2	4.7 14.3 5.4 14.3	_	94 6 28 3	1 3		1 1 1		_
24 24	202 四	四日市市 伊勢市	271 402		11.8 21.4	204 166	238 19 27 14 14		271 39 67 25 21	24 2 6 1	5.1 9.0	177 30 22 13 18	15 1 2 1 0	8.5 3.3 9.1 7.7 0.0	69	51 5 14 2 9	7.2 16.5	53 33 15 34	30 4 5 1	7.5 15.2	163 250	25 66 21	15.3 26.4	1,125 121 111 61 67	193 14 20 12 9	11.6 18.0	362 308	721 120 86 48	33.1 27.9	228		17.7	43 74 3 28	0 14 7 38	12 33	1.0	215 161	70 32.6 90 55.9	1				14 369	2 20 2 2	5.4	1 2	94 6 28 3 4	1 3	3.6 0.0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		_ _ _
24 24 24 24	202 四 203 付 204 枚 205 舜	四日市市伊勢市 松阪市桑名市	271 402 143	24	11.8 21.4 16.8	204 166 89	238 19 27 14 14 15	15.7	271 39 67 25 21 16	24 2 6 1 1	5.1 9.0 4.0	177 30 22 13 18 14	15 1 2 1 0	8.5 3.3 9.1 7.7 0.0 7.1	69 85 19	51 5 14 2 9	7.2 16.5 10.5	53 33 15 34 11	30 4 5 1 5	7.5 15.2 6.7	163 250 99	25 66 21 38	15.3 26.4 21.2	1,125 121 111 61 67 85	193 14 20 12 9	11.6 18.0 19.7	362 308	721 120 86 48 1 33	33.1 27.9 34.8	228		17.7 19.6	9 43 7 74 6 28	0 14 7 38	12 33 10 50 1 38	1.0 : 1.9 : 1.8 :	215 161	70 32.6 90 55.9 37 30.1	1 1				14 369 14	2 20 2 2 2	5.4 14.3	1 2	94 6 28 3 4 5	1 3	3.6 0.0 5.0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
24 24 24 24 24	202 四 203 伊 204 松 205 舜 207 針	四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市	271 402 143 195	24 48	11.8 21.4 16.8 24.6	204 166 89 119	14 14 15	15.7 11.8	271 39 67 25 21 16	24 2 6 1 1 1	5.1 9.0 4.0 4.8	177 30 22 13 18 14 13	15 1 2 1 0 1	8.5 3.3 9.1 7.7 0.0 7.1 7.7	69 85 19	51 5 14 2 9 1	7.2 16.5 10.5 20.5	53 33 15 34 11 25	30 4 5 1 5 1 3	7.5 15.2 6.7 14.7	163 250 99 130	25 66 21 38 34	15.3 26.4 21.2 29.2	1,125 121 111 61 67 85 114	193 14 20 12 9 13	11.6 18.0 19.7 13.4	362 308 138	721 120 86 48 1 33 70	33.1 27.9 34.8 12.5	228		17.7 19.6 16.7	7 74 3 28 7 7: 1 5:	0 14 7 38 6 11 2 1	12 33 10 50 11 38 13 18	1.0 : 1.9 : 1.8 : 1.1 : 1.5 :	215 161	70 32.6 90 55.9 37 30.1 12 20.7	1 1				14 369 14 10	2 20 2 2 2 3 7	5.4 14.3	2	94 6 28 3 4 5	1 3 0 0 1 25	3.6 0.0 5.0 0.0	1 1 1 1 1 1 1 1 1		
24 24 24 24 24 24	202 四 203 付 204 枚 205 舜 207 釣 208 名	四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市	271 402 143 195 157	24 48 36	11.8 21.4 16.8 24.6 22.9	204 166 89 119 110	14 14 15 40	15.7 11.8 13.6	271 39 67 25 21 16 14 21	24 2 6 1 1 1 1 2	5.1 9.0 4.0 4.8 6.3	177 30 22 13 18 14 13 15	15 1 2 1 0 1 1	8.5 9.1 7.7 0.0 7.1 7.7 6.7	69 85 19 44 17	51 5 14 2 9 1 5 6	7.2 16.5 10.5 20.5 5.9	227 53 33 15 34 11 25	30 4 5 1 5 1 3 3	7.5 15.2 6.7 14.7 9.1	163 250 99 130 124	25 66 21 38 34 47	15.3 26.4 21.2 29.2 27.4	1,125 121 111 61 67 85 114	193 14 20 12 9 13 36	11.6 18.0 19.7 13.4 15.3	362 308 138 8 129	721 120 86 48 1 33 70 66	33.1 27.9 34.8 12.5 25.6	228		17.7 19.6 16.7 27.4	9 43 7 74 8 28 7 7: 1 5:	0 14 7 38 6 11 2 1 2 1 4 9	12 33 10 50 11 38 13 18 19 36	1.0 : 1.9 : 1.8 : 1.1 : 1.5 : 1.3	215 161	70 32.6 90 55.9 37 30.1 12 20.7 4 14.8	1 1 1 1				14 369 14 10	2 20 2 2 2 3 7	5.4 14.3 20.0 17.6	1 2	94 6 28 3 4 5 44 35	1 3 0 0 1 25 1 20	3.6 0.0 5.0 0.0 0.0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
24 24 24 24 24 24	202 四 203 伊 204 松 205 舜 207 針	四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市	271 402 143 195 157 284	24 48 36 53	11.8 21.4 16.8 24.6 22.9 18.7	204 166 89 119 110 152	14 14 15 40	15.7 11.8 13.6 26.3	271 39 67 25 21 16 14 21	24 2 6 1 1 1 1 2	5.1 9.0 4.0 4.8 6.3 7.1	13 18 14 13	15 1 2 1 0 1 1	8.5 9.1 7.7 0.0 7.1 7.7 6.7	69 85 19 44 17	51 5 14 2 9 1 5 6	7.2 16.5 10.5 20.5 5.9 10.2	53 33 15 34 11 25 7	30 4 5 1 5 1 3 3	7.5 15.2 6.7 14.7 9.1 12.0	163 250 99 130 124 221	25 66 21 38 34 47 40	15.3 26.4 21.2 29.2 27.4 21.3	121 111 61 67 85	193 14 20 12 9 13 36 13	11.6 18.0 19.7 13.4 15.3 31.6	362 308 138 8 129 231	721 120 86 48 1 33 70 66	33.1 27.9 34.8 12.5 25.6 30.3	228		17.7 19.6 16.7 27.4 36.1	9 43 7 74 8 28 7 7: 1 5:	0 14 7 38 6 11 2 1 2 1 4 9	12 33 10 50 11 38 13 18 19 36 17 45	1.0 : 1.9 : 1.8 : 1.1 : 1.5 : 1.3 : 0	215 161	70 32.6 90 55.9 37 30.1 12 20.7 4 14.8 31 36.0	1 1 1 1 1				14 369 14 10 17 222	2 20 2 2 2 3 7 3 0	5.4 14.3 20.0 17.6 3.2	1 2	94 6 28 3 4 5 44 35 2	1 3 0 0 1 25 1 20 0 0	3.6 0.0 5.0 0.0 0.0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
24 24 24 24 24 24 24	202 四 203 付 204 枚 205 舜 207 釣 208 名	四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市	271 402 143 195 157 284 171	24 48 36 53	11.8 21.4 16.8 24.6 22.9 18.7 28.1	204 166 89 119 110 152	14 14 15 40	15.7 11.8 13.6 26.3 21.5	271 39 67 25 21 16 14 21	24 2 6 1 1 1 1 2	5.1 9.0 4.0 4.8 6.3 7.1	13 18 14 13	15 1 2 1 0 1 1 1	8.5 3.3 9.1 7.7 0.0 7.1 7.7 6.7	69 85 19 44 17	51 5 14 2 9 1 5 6	7.2 16.5 10.5 20.5 5.9 10.2	227 53 33 15 34 11 25 7	30 4 5 1 5 1 3 3	7.5 15.2 6.7 14.7 9.1 12.0	163 250 99 130 124 221	25 66 21 38 34 47 40	15.3 26.4 21.2 29.2 27.4 21.3 30.5	121 111 61 67 85 114	193 14 20 12 9 13 36 13 0	11.6 18.0 19.7 13.4 15.3 31.6 22.8	362 308 138 8 129 231	721 120 86 48 1 33 70 66 9	33.1 27.9 34.8 12.5 25.6 30.3 45.2	228		17.7 19.6 16.7 27.4 36.1 45.8	9 43 7 74 8 28 7 7: 1 5:	0 14 7 38 6 11 2 1 2 1 4 5 2 11 3 2	12 33 80 50 11 38 13 18 19 36 17 45 11 61	1.0 : 1.8 : 1.1 : 1.5 : 1.3 : .0 : 1.8 : 1.8 : 1.8 : 1.8 : 1.1 : 1.5 : 1.3 : 1.0 : 1.8 : 1	215 161	70 32.6 90 55.9 37 30.1 12 20.7 4 14.8 31 36.0 15 37.5	1 1 1 1 1 1				14 369 14 10 17 222	2 20 2 2 2 3 7 3 0	5.4 14.3 20.0 17.6 3.2	1 2	94 6 28 3 4 5 44 35 2	1 3 0 0 1 25 1 20 0 0	3.6 0.0 5.0 0.0 0.0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

26

21

22

16

18.2

18.5 159

0.0

0.0

1 3.8 21

38

22

3 11.1

8 14.3

1 8.3

1 4.2

2 5.7

2 10.0

2 12.5

5 23.8

1 6.7

6 26.1

6 31.6

5 29.4

0 0.0

7 28.0

2 9.1

1 6.3

4 25.0

11 27.5 32

60 37.7 103 1 4.8 41 9 22.0 27 6 22.2

4 50.0

6 17.1

4 25.0

3 27.3 4 57.1

4 33.3

0.0

44.8

19.4

1 1 4.0 411 9 22.0 27 0 22.6 2 11.8 78 13 16.7 29 5 17.2 6 18.8 91 25 27.5 77 23 29.9 6 15.8 74 34 45.9 32 13 40.6 33 32.0 169 75 44.4 119 49 41.2

4 33.3 8 53.3

5 26.3 28 14 50.0 23 11 47.8

7 46.7

0.0

15 37.5

6 19.4 31

2 8.7 20

29

0 0.0 12 8 66.7

40

31

1 8.3 22 8 36.4 15

1 5.3

1 10.0

2 13.3 15

1 11.1 0 0.0

1 6.3

2 9.1

1 7.1 23

0.0

1 4.2 41 12 29.3 35

2 8.0 33 10 30.3 16

調査表4-5 市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

三重県

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都下	i its			/			市区	町村	養会の議員の正	j 立 支	援 体 制	に関する調査						
道府縣	Œ	職員の通称又は旧姓の使	性用を認めていますか 。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	した場合、出産	閲5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問6 市 区 町 会 の 立 支 関	援体	問7 問6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	の事由につい。 記した規定記した規定記した規定記した規定	の両立の都 ついて1~4 Eがある Eはないが、 Eが無く、連 Eが無く、過	のいずれが 、運用上認 【用上も認め	か一つに めている かていない	Oをつけ
1 1	村	1. 明配した規定があり、 認めている。 2. 明配した規定はないが、運用上認めている。 3. 明配した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明配した規定が無く、 通去に事例が無い。	左記で、1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明配した規定がある。 2. 明配した規定はない が、運用上級かている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1.2014年度以前 2.2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 現こ 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2. 明記した規定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児		家族の介護	疾病	その他
٣		4		1の合計	28	4	0	23		3			22	22	22	22	22	17
\mathbb{Z}		9		2の合計	0	24	23	5		25			4	3	3	3	5	4
\square		2		3の合計	1		5	0		0			0	0	0	0	0	0
H		14		4の合計	0				津市議会会議規則(第2条2・第82条2)		1		3	4	4	4	2	6
24 21	11 津市	2		津市議会	1	2	2	1	第2条2 議員は、出産のため出席できないとき は、出産予定日の意間に参助と様の場合に あっては、14週間 別の日から当該社様の日後 の期間を明らかにして、あられしか議長に欠席 履を提出することができる。 第28条2 第2条2の条文中、「議員」を「委員」 に、「議長」を「委員支」に変更	2			1	1	1	1	1	4
24 21	12 四日市市	1	四日市市職員日姓使用取扱要綱 嫦閣等により戸籍上の近を改成のた職員が引き機 市日都を使用したプログロでは、四班使用承認 申請書(第1号組式)を所属長を搭加して任命権 者に提出し、承認を受けなければならない。	四日市市議会	1	2	2	1	四日市市議会会議規制 (大度の園出) 窓条(物) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出 差下至日の中部間(多野社舗の場合にあって は、14回間(新り日から当該は底の後を回開 総裁する日までの間側へおいて、大馬衛を提出 守ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
24 21	3 伊勢市	2		伊勢市議会	1	2	2	1	等勢所集会議規制 (火度の編出は一分原。疾病、再度、青生、 水産等、議員は十分原。疾病、再度、青生、 本産者、議員は十分原。疾病、再度、青生、 市田のため出集でないとさせ、その理能を付 はならない。 はならない。 はならない。 を選集したの認識が多くに強くにしていませ、 はならない。 を発達する日までのが認識がある。 を発達する日までの影響がよる。 を発達する日までの影響がよる。 に対して、あるかいの過程に大変薬を提 出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
24 21	4 松阪市	3		松阪市議会	1	2	2	1	松阪市議会会議規制 (欠底の出) 窓を編奏は、公務、疾病、育児、考護、介 窓、配構の出産組制 できない。 では、一般では他のでは神仏が事由のため出席できな と付け、自日の開議等利までに議長に届け出 なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出 で多数は第の場合したっては、は週間別前の日 (多数数据の場合したっては、は週間別前の日 なる間が発起する日までの範囲内におい て、その開始を得らか に、この開始を得らか に、この開始を得らか に、この開始を得らか に、この開始を得らか に、この開始を得らか に、この開始を得らか に、この開始を得らか に、この開始を得らか に、この開始を得らか に、この開始を得らか に、この関始を得るが に、この関始を に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この	2			1	1	1	1	1	1

都	市	市						市区	町村	議 会 の 議 員 の 両	i 立 支	援 体 制	に関する調査				
道府県	町村	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	能な休業期間は、次の	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	態5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問6 市会の の 競支関 で の 立に査	援体	問7 閉6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入して(ださい。	て、以下の てください 1. 明 2. 明 3. 明	事由につ こした規定 こした規定 こした規定 こした規定	いて1~4のい	認めていない
	= 	#I	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 連用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上記めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	 明記した規定がある。 明記した規定はない。 		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 家族 看護 介護	の 疾病 その他
24 2	ド :105 桑名	名	3		秦名市議会	1	2	2		奏名市議会会議規制 窓を、管2項、議員は、出意のため出席できた いた性は、出海で3日の名間がら始於城の場合にあっては、14週間別前の日から当該出度の 日本あっては、14週間前前の日から当該出度の 日後名週間を発送する日本での範囲によって、その期間を得らかにして、あらかしか出版会 で、その期間を得らかにして、あらかしか議会に 、本語を提出することができる。	1		奏名市議会議員の議員報酬、費用升度及び期 末于新に関する条例の特例に関する条例 事態、最初、自己基合、条長での他の 事由により、議会の会議等を表例形で成した。 この議員報配上、該金の会議等を表例形で成した。 まの意識等を大規した日から、議会の会議等に まの意識等と成した日から、議会の会議等に 最近人等、1,502、次の表に変あるを発展 を実して解した日から、議会の会議等に を実して解した。 1000年を集まり 1000年を集まり 1000年を集まり 1000年を集まり 1000年を集まり 1000年の表別であるとき 100分 200 第5年 定に割げる場合と 100分の 200 第5年 定に割げる場合と 100分の 200 第5年 定に割げる理由により議会の会議等を 利用してい。 200 年の会議を 利用して、 200 年の会議を 利用して、または第5条(2)として 取り扱うかは、事業発生時に協議する。		1	1 1	
24 2	207 鈴居	ま市	2		鈴鹿市議会	1	1	2	1	移鹿市議会会議規則 議員は、出客のため出席できないときは、出産 予定日の6週間を参数は編の場合にあっては、 14週間前の日から当該出産の日報8週間を提 過ず6日までの範囲内において、その開閉を明 らかにして、あらかじめ議長に欠席節を提出す ることができる。(勢能市議会会議規則第2条第 2項)	2			1	1	1 1	1 1
24 2	108 名引	長市	1	旧姓使用の容扱いに関する内規 第1条 この内規は、対照、表子を細その他の事 由(以下)増加等した。)、大学を担ての他の事 は、下が表示した。 では、対しては、対しては、 を、以下第1ご報点という。)、が可き技術が解析 の前の戸幕上の氏(以下)に対し、)・そ他務 上作成する文書等に使用することに関して、必 要な事項を定めるものとする。	名張市議会	1	2	2	1	名項市議会会議規制 第2条第2編 編集社の連盟のよめ出策できないときは、出産 は14連続をお経典の場合にあっては、 14連続 前の日から協議出産の日報を書館を整 過去る日までの動間において、その開節を明ら かたして、あらかじの機長に大馬階を提出する ことができる。	2			1	1	1 1	1 1
24 2	209 尾童	落市	4		尾鷲市議会	1	2	2		区質の複金会議規則 (火度の園出) 公孫、赤馬、青泉、青海、小 定念と、護典は、公孫、赤馬、青泉、青海、小 本品のため出席できないときは、その理由を付 は、当日の間議事ですては最大により理由を付 はならない。 選手な日のの間側(参加技術できないときは、出 差字を日のの間側(参加技術できないときは、出 差字を日のの間側(参加技術できないときは、出 差字を日のの間側(参加技術できないときない) 随着を関するというない。 が表現れて、その別 間を明らかにして、あらかしの議員に欠席届を 提出することができる。	2			1	1	1 1	, ,
24 2	210 龜山	山市	4		進山市議会	1	2	2	1	電山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出東できな いと社は、出意子足口の活動所(多齢妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の 台にあっては、14週間)前の日から当該出産の 日後3週間を登場する日本での範囲内におい て、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に 欠席届を提出することができる。	2			1	1	1 1	1 1

都	市	市						市区	町村	議 会 の 議 員 の 雨	j 立 支	援 体 制	に関する調査				
府	区 町 村	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明配した規定(産体を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択 した場合、出産	۱۱.	問6 市 区 町議 での 立 支関 間 査	援体	問7 間6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明 2. 明 3. 明	事由につ でした規定 でした規定 でした規定		ルか一つにOをつけ 認めている 記めていない
n 	п	Ħ	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 連用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 家族の 看護 介護	疾病 その他
۲	F.	名															
24	211 #	為羽市	2		鳥羽市議会	1	2	2	1	馬羽可藤会会議規制 (本祭の選出) 第12年(第1 81年(第1 81年(81 81 81年(81 81年(81 81 81 81 81 81 81 81 81 81				1	1	1 1	1 1
										は、14週間)前の日から当該出港の日後も週間 を経過する日までの範囲内によい、その期間 を明らかにして、あらかじめ委員表に欠集階を 提出することができる。 無野市議会会議規則 第2条第2項 第2条第2項							
24	212 解	服野市	4		熊野市議会	1	2	2		編奏は、出産のため出席できないときは、日数 を定めて出産予定日の意間を診断をの場合 にあっては、14週間前の日から当該社産の日 (を懇間を経過する日本での範囲において、 その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 席届を提出することができる。	2			1	1	1 1	1 1
24	214 L	なべ市	2		いなべ市議会	1	2	2	1	第2条第2票 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(参給好福の場合にあっては、出産予定日の6週間(参給好福の場合にあっては、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	2			1	1	1 1	1 1
24	215 克	志摩市	4		志摩市議会	1	2	2	1	京席市議会会議規制 京原・南議会会議規制 京原・南洋、	2			1	1	1 1	1 1

都市	市						市区町村	議 会 の 議 員 の 両	立 支	援 体 制	に関する調査				
道区府町	区	職員の通称又は旧姓の何	東用を認めていますか 。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択し た場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な体業期間は、次の うちどれか。	問5 同4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 市会の立に査 関調	村 議の体る	問7 関6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下の てください	事由につ	D両立の観点からの いて1~4のいずれ がある けないが、海田 F型	か一つに〇をつけ
果村ココー	町村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない。 3. 明記した規定が無く、 連用上記めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	を設て、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1.2014年度以前 2.2015年度以降	1. 労働基準法65条の 1. 明記した規定 度前産後の武業制限の がある。 別間より提加 2. 労働基準法65条の 足 労働基準法65条の 援前度後の武薬制限の 別間以上である。 3. 期間の定めはない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		3.明記 4.明記 配偶者 の産	記した規定	が、連用上記が無く、連用上記が無く、通去に事例 家族の 常護 家族の 常護	めていない が無い 疾病 その他
7 7	名	とはない。	伊賀市職員旧姓使用取扱要綱 伊賀市職員旧姓使用取扱要綱 (建旨)					伊賀市議会会議規則 (欠席の周出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介 護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない							
			第1条 この要類は、互いの個性が募重され、能力を発揮してすい職場理様を整備するため、職 身が、特別。美子総総社で他の寿田(以下「特別 等」という。 により戸籍上の氏を改めた他も、引 会総き特別等の前の戸籍上の氏に以下「日社と いう。) を文書等に使用することに関して必要な 事項を定める。					度、配偶者の出基補助その他のやさた得ない 非由のため出版でないときは、その理由を付 け、毎日の開議時刻までに議長に駆け出なけれ はならない。 2 議員は、肚産のため出席できないときは、出 産予定日の各間原等粉技術の場合にあって は、は割削別の日から当該地産の日後の目間 を経過する日までの範囲れておいて、その期間 を明られにして、その期間の							
24 21	伊賀市	1	(旧姓使用の承認の申請) 第2条 職員は旧姓を使用しようとするときは、 旧姓使用承認申請書(採式第1号)を所属長を 総曲して任命権者に提出し、承認を受けなけれ ばならない。	伊賀市議会	1	2	2 1	出することができる。	2			1	1	1 1	1 1
			(旧姓使用の承認) 第3条 任会権者は、前条の申請があった場合 において、職務遂行上又は事務処理上支障がな いと認めるときは、旧姓の使用を承認するものと する。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用												
			2 任命権者は、前項の規定により旧数の使用 专業犯した場合には、旧姓使用系認和監修 京都2年91により速やかに所属長を経由して当該 職員に通知するものとする。 (承認の取消) 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認した後												
			第一家 上の権当は、1月交び状況・カレスを において、当該日姓使用者の旧姓の使用が、 務談行上又は事務処理上支障があると認めると さは、当該旧姓使用者の旧姓使用の承認を取り 消すことができる。 (旧姓使用の中止)												
			第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しよう とするときは、旧姓使用中止届 (様式第5号を 任命権者に提出しなければならない。 2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規 定により、一旦旧姓の使用を中止した職員は、 特別な事情のない限り、再び同じ日姓の使用の 承認を申請できないものとする。												
			(旧姓を使用できる文書等) 第6条 旧姓を使用することができる文書等は、 次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの(職員住所録、												
			産席図、名刺、名札、事務分享表等) (2) 専ら組織内部で使用される文書等で、か つ、容易に電視の同一性を確認できる内容のも の(起案文書、復命書、決裁・供覧文書への押印等) (3) 職員の権利及び義務に係る文書等のうち、 職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を												
			期限上する毎年のおそれれない内容のもの(休 暇米認識、職務事念義務免除申請書等) (4) 前各号に掲げるもののほか適当と認められ ももの (旧姓使用者等の責務)												
			第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、 常に市民、関係機関及び職員に混乱が生じない よう労めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適 切な運用が図られるよう努めなければならない。												
24 30	本管岬町 東員町	2 2	(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使 用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	太曾岬町議会 東員町議会	3	1	3 2		2			4 4	4 4	4 4	2 4 4 4

都	市区	市				市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
府県		区町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			両1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択し た場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	間 () () () () () () () () () (間6で1、を選択した場合	問題 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につい て、以下の事由について1~~4のいずれか一つに〇をつけ てださい。 1. 明配した規定がある。 2. 明配した規定はないが、運用上認めている 3. 明配した規定で無く、運用上も認めていない。 4. 明配した規定が無く、運用上も認めていない。					
r – n	n	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上記をしている。 3. 明記した規定はないが、運用上記規定が無く、運用上記規定が無く、運力と認めているい。 4. 明記した規定が無く、選去に事例が無い。	左記で、1 を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上級のている。 3. その他(次席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。			1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
24	3341 菰	野町	2		温野町議会	1	2	2	,	田野町議会会議規則 (火度の周出 「大度の第24。 「大度の第24。 「大度の第24	1	国野町協会の議員の議員報酬及び費用弁保等 に関する参照 選員報酬、税末手品の減額 第5億 (開発したかわらず、裏野町協会会議 展別は保証が基別等4号、以下が開けたの 大の名号に対応の分には、 大の名号に対応の分には、 月間を設定する幅があった場合 月間を提出するものとする。 (2) 2710日以上381日ま 第100分の30 (2) 2710日以上381日ま 第100分の30 (3) 365日以上100分の30 (3) 365日に満りを認り日本の30 20 360分の30 20 360分の30 20 360分の30 360分の30 360分の30 360分の30 360分の30 360分の30 370の数では、20 360分の30 370の数では、20 3	1	1	1	1	1	4
24	343 朝	日町	4		朝日町議会	1	2	2		部日可議会会議規則 第2条 議員は、公孫、保病、出産、再児、者 護、介護、民務者の出産補助その他のやむを 得ない等血のため出産でないとでは、その理 に対け、当日の加速的ますには悪化とでは、その理 は一般ないでは、100円 の出版でないときない。は一般を力 が出版でないときない。は一般を力 が出版があれた。は一般であるから 、記載は他の目をものである。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述をないます。 の記述するないます。 の記述するないます。 の記述するないます。 の記述するととができる。 の記述するないます。 の記述するないます。 の記述するないます。 の記述するないます。 の記述するととができる。	2		1	1	1	1	1	4
24	344 JI	越町	1	川越町電貨旧姓使用取扱要綱 第4条 職権は、取扱を使用しようとするときは、 旧姓使用編(作成3 可分を所属をを軽て、総務 課長に提出しなければならない。	川越町議会	1	2	2	1	川越南議会会議規則 (欠應の届出) 窓之を議員は、公務、傷病、出産、育児、看 窓上、別家、民傷者の出産補助その他やむを得か、 い事由のため出産権助その他やむを得な、その理由を 付け、当日開議時刻までに議長に届け出なけれ ばならない。	2		1	1	1	1	1	1
24	441 3	· 筑町	4		多気町議会	1	2	z		多東町議会会議規則 第2条第2項 出産予定日の6週間(多給計級 の場合に参っては14週間前の日から当該出 度の日後も週間を経過する日本での転騰		等条質確認議員の国務有限のご買用予償等に 調する条例の特別に関する条例 まつき、機能が長期をつめ他の名前により、構会 の金属等を名別で変したせから進行という実施される。 も日から、東江高等の会議等には関した日のが出 は、温度経験条件の規定により実施される。 日から、東江高等の会議等には関した日のが出 は、当時の経験には、上の変した。 は、当時の経験には、上の変した。 は、立場を対している。 は、当時のは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	1	1	1	1	1	1

都市	市	市 原 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
道府町村					問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	して明記した規定」は	問3 問3 問4 問4 日本		۱٬۰	問6 市会 区 町議 支関 市会 両 立 に 査 関		問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問題 構造の仕事上生活の両立の観点からの欠席事由につい て、以下の事由について1~4のいずれかーつに〇をつけ てださい。 1、野部に上観定がある 2、野部に上観定がある。 3、野部に上観定はないが、運用上記かている 3、野部に上観定が軽、返用上記がでいない 4、野部に上観定が軽、返用上記がでいない 4、野部に上観定が軽、返用上記がでいない				
= 1 I	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、連用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1.2014年度以前 2.2015年度以降	1. 労働基準法65条の 度前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 度後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		4. 明言 配偶者 の 出産	育児		satt- o	疾病 その他
ř ř	名								明和町議会会議規則 第2条の2 前項の規定にかかわらず、議員が							-	
24 44	2 明和町	4		明和町議会	1	2	2	1	出産のため出席できないときは、出産予定日の 合週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前の日から当該出産の日後8週間を軽適する 日までの範囲内において、その期間を明らかに して、あらかじめ議長に欠席届を提出することが できる。	2			2	4	4	4	2 2
24 44	3 大台町	4		大台町議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2 2
24 46 24 47	大台町 1 玉城町 2 度会町	4		大台町議会 玉城町議会 度会町議会	1	1	3	2 2		2			2	2	2	2 2	2 2 2
24 47	1 大紀町	4		大紀町議会	1	2	2		大記可議会会議規制 至之機 議員は、公孫、高病、出産、再死、着 選、介理、配得者の出産機関を心他のやむを 用を付け、当日の開議的第三では最大に同じ 加さ付け、当日の開議的第三では最大に同じ 加さ付け、当日の開議的第三では、とは 加工が付えばらい。2 申請の提案にかかし は、1連節(前の日から当該は座の日報会選問 を報告のからしたの出席でないとはは、 は、1連節(前の日から当該は座の日報会選問 を報言の目をの影響に大次集團を提出 することができる。	2			1	1	1	1	1 1
24 47	2 南伊勢町	2		南伊勢町議会	1	2	2	1	用伊勢町議会会議規則の一部を改正する規則 原金第3項 耐力の規定とかかららず、議員が出産のため 出席ができないときは、出産予定日のも選問を 実践部の場合しまでは、は、出售予定日のも選問を 出版加度の日本の場合の日から 出版加度の日本の場合にあずる日本での基地 の基準に乗車を提出することができる。				1	1	1	1	1
									紀北町議会会議規則								
24 54	3 紀北町	4		紀北町議会	1	2	2	1	第2条 編集は、公系、編集、出版、界里、 課、介集、高等の出版者物等への他のやむを 課へが、電子機会の出版者物等への他のやむを 得ない場面のため加度でないとせば、その理 由を付け、当日の開議等検索でに議長に届け 出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず 議長出出席のた が出てなないときは、出産予定日のの副領が 国域知道の日後の部間を指する日本での記 国域とは、日本のは、日本のは、日本の 国際において、その数にあります。 した。 との議長に欠集階を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
	御浜町	4		御浜町議会	1	2	2	1	脚派司護会会護規則 置条、介護、配得者の出産措助すの他のやむを 得ない事品のため出席できないさせま、その理 由を付け、当日の知識できないさせま、その理 出なければならない。2前頃の発足にかかわら おきず足りの企調を終まなの場合では できまります。 できまり、1000円の は、14週間前の日から1歳世紀の日後の週 関を組合するとしたいる時間から100円の 間を明らかした、あらかしの課表に次集階を 選出することができる。	2			1	1	1	1	1 1

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都市	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											
道区府町	区	きる解析院等が議会にきる現場業等が場会に設 防止に関する取組を 設置または提供されているか。 か。		ている取組みは、次のうちどれか。	問13 関12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関す るもの以外)を行っていま すか。	問15 議会において、通称又はIE 姓の使用を認めています か。	暦16 期17 日本選択した場合 2月15日、1月15日、日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 参画担当部局又は男女共同参画センターの 確に位置づけられているか。				
果村コーピ	町村	または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされている。(際時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		定等)がある 定等)がある	を設置している を設置している 議員向け相談窓口	に関する議員向け研修 3 . ハラスメント防止	4 . そ の 他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後即 組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 明記した規定があり、設 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 無力を 用上も認めていない。 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、通 五に使用した事例も判断し たこともない。	2. 位置づけられて ない。 3. その他(不明等)	
1/2	*	0	1	5	3	0	0	0		1	0	1	
		0	2	6	0	0	0	0		4	3	26	
		0	0	18	0	0	2	0		24	2	2	
Z		29	26	0	0	0	0	1		0	24		
24 201	津市	4	4	3	 				四日市市議会政治倫理要綱	3	2	2	
	四日市市	4	4	1	1		3		第3条、振音は次に地げる政治倫理基準を研 になければならない。(1)(物) (2)(前) (3)第に市反全体の利益のみそその方針として 行動するものとし、市の機関及び推貫しての地 位を利加して、不正にその影響力を行使しない (金)(施) (5)(施)	3	2	2	
24 203	伊勢市	4	4	3					松阪市議会議員政治倫理要綱	3	4	3	
	松阪市	4	4	1	1				(議員の長野) ②念集 議員は、選挙によって信託を受けた代表して、相方。 ②念、議員は、選挙によって信託を受けた代表して、相方。 を決して、相方。 自治の本目に基づき、高い倫理製と品位の毎年に受けなけ 第3条 議員は、政治倫理の基準として次に掲 (3) 議員の地位を利用して、いかなる金品の契約として、(3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	3	2	2	
				_						_			鈴鹿市災害対策本部運営マニュアル
24 207	鈴鹿市	4	4	3						3	4	1	1 被害状況の収集及び報告 2 災害情報発信 3 各種事務処理 4 各課所管の災害対策業務 5 ワンストップ窓口の設置
24 208	名張市 尾鷲市	4 4	1 4	3			3			3 2	4 4	2 2	
24 210	集山市 島沼市	4 4	4 4	2	H-					3 3	4	2 2	
24 212	鳥羽市 熊野市	4	4	3					オンキ様ム及込め期間日	3	3	2	
24 214	いなべ市	4	4	1 3	1				いなべ市議会政治倫理規程 第3条第1項第6号 人権侵害のおそれのある 行為及びいかなるハラスメントもしてはならな い。	3	4	2 2	
24 216		4	4 4	2 3	1				1	3 3	4	2 7	+
24 324	木曽岬町 東員町 菰野町	1 1	4	3						3	4	2	
24 343	排野町 朝日町	4	4	3						3 3	4	2 2	
	川越町	4	4	1				関連する冊子の配布		3	4	2	
24 441	多気町明和町	4	4	2	_				<u> </u>	_2	4	2	<u>+</u>
24 442	明和町大台町	4	4	2						1	4	3	
24 461	五城町	4	2	3 3						3 3	3	2 2	
24 470	玉城町 度会町 大紀町	4 4	2 4	3 3						3 3	4 4	2 2	
24 472	南伊勢町	4	4	3						3	4	2	
24 543	紀北町 御浜町	4	4	3 2	1	_				3 2	4	2 2	+
24 562	紀宝町	4	4	3						3	4	2	